

売 買 契 約 書 (案)

箕面市（以下「甲」という。）を売主とし、（以下「乙」という。）
を買主とし、物件の売買について次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約保証金）

第2条 乙は本契約を締結するにつき、契約保証金（入札保証金を充当）を納付しなければならない。

（売買物件）

第3条 売買物件の名称及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 物件番号 6-3
- (2) 車 名 トヨタ
- (3) 車台番号 GRS182-5016109
- (4) 総排気量 2.99L
- (5) 数 量 1 台

（所有権の移転）

第4条 売買物件の所有権は、乙が第6条の売買代金を納付したときに移転する。

なお、所有権移転手続きは乙が行うものとし、移転に要する一切の費用は乙の負担とする。

（売買代金）

第5条 売買代金は、金 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

（売買代金の納入方法及び時期）

第6条 乙は前条に定める代金を、令和7年3月11日（火）までに、本市指定の銀行口座に納付又は指定する取扱金融機関で納付書をもって納入するものとする。

（物件の引渡し）

第7条 売買物件の引き渡しは、甲が第6条の売買代金の納付を確認した後行うものとする。

（利用条件）

第8条 売買物件の「箕面市」等の意匠については、乙の責任において取り外し、廃棄した上で使用すること。

(危険負担)

第9条 本契約締結後、甲は善良な管理者の注意をもって引渡場所において保管するが、甲の責めに帰さない事由（地震・洪水等の天変地異や放火・テロ等）による物件の滅失・隠損した場合の損害は、すべて乙が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本契約締結後、物件に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができない。

(違約金)

第11条 乙は前条までの定める義務に違反した場合には、売買代金の3割に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に違反したときは、何らの通知・催告をしないで、本契約を解除することができる。

この場合、乙が納付した入札保証金（落札後契約保証金に充当）は甲に帰属するものとする。

(疑義の解決方法)

第14条 本契約の実施に関し、甲乙間に疑義のあるときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 箕面市西小路四丁目6番1号
大阪府箕面市
箕面市長 原 田 亮印

(乙)